

## 在宅療養後方支援病院のご案内

在宅療養後方支援病院とは、在宅療養中の患者様やご家族が安心して療養生活を継続するために、かかりつけ医の先生方と浅ノ川総合病院が連携して在宅療養を支援する制度です。

浅ノ川総合病院では、緊急時に入院を希望する病院として事前に登録いただいた患者さんの診療について、かかりつけ医からの連絡に24時間対応可能な体制を整えています。

1. 患者さんには、あらかじめ「緊急時に入院を希望する病院」として、かかりつけ医を通じて患者登録（登録申請書 兼 同意書の提出）を行っていただきます。  
※1人の患者さんが複数の医療機関への登録はできませんので、登録時にご確認ください。
2. 当院は、提出いただいた患者情報を登録し、緊急入院の必要性が生じた場合に円滑な入院が出来るよう病床を確保いたします。また、やむを得ず当院に入院することができない場合は、適切な医療機関を紹介いたします。
3. かかりつけ医と当院の間で、少なくとも3ヶ月に1回程度、登録した患者さんの診療情報を交換して共有いたします。

### ■登録対象となる方

次の①～③全てに該当する方

- ① 在宅にお住いの方  
(自宅、特別養護老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、サービス高齢者住宅等)
- ② 訪問診療を受けている方
- ③ 在宅時医学総合管理料、施設入居時医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料、在宅療養指導管理料（在宅自己注射指導管理料を除く）を入院前月または入院月に算定している方

### ■登録方法

- ① 患者さんから登録のご希望、同意がありましたら、『登録申請書 兼 同意書』を浅ノ川総合病院ホームページよりダウンロードしていただき、記載後に地域医療連携室宛に郵送ください。
- ② 地域医療連携室にて『登録申請書 兼 同意書』の情報を基に、患者登録を行います。
- ③ 登録後、登録済印を捺印した『登録申請書 兼 同意書』のコピー2部を郵送いたしますので、1部は保管していただき、1部は患者さんへお渡ししてください。

### ■3ヶ月毎の情報交換

患者登録後は3ヶ月に1回（4月、7月、10月、1月）情報交換をさせていただきます。

『診療情報交換用紙』を電話連絡後、FAXさせていただきますので記載し、地域医療連携室にFAX（直通：076-252-0561）にてご返信ください。

※浅ノ川総合病院ホームページより『診療情報交換用紙』をダウンロードし、記載いただいてもかまいません。

■必要な書類のダウンロード

浅ノ川総合病院ホームページ →医療関係者の皆さまへ →地域連携部のページより次の書類がダウンロードできます。

- 在宅療養後方支援病院-登録申請書 兼 同意書 [Excel]
- 在宅療養後方支援病院-診療情報交換用紙 [Excel]
- 在宅療養後方支援病院-ご案内（患者さん用） [pdf]
- 在宅療養後方支援病院-ご案内（かかりつけ医用） [pdf]

■登録患者の在宅療養イメージ



■登録患者さんの受診依頼

登録患者さんの状態が入院による治療必要と判断された場合は、当院への連絡と診療情報提供書の当日FAXと後日郵送をお願いいたします。

●連絡先

対応時間	対応窓口	電話番号
平日 8:30～17:00	地域医療連携室	076-252-2126 (直通)
その他の時間	救急外来	076-252-2101 (代表)

●FAX送信先

対応時間	対応窓口	FAX番号
平日 8:30～17:00	地域医療連携室	076-252-0561 (直通)
その他の時間	救急外来	

お問い合わせ	医療法人社団浅ノ川	☎ 076-252-2126 (直通)
	浅ノ川総合病院 地域医療連携室	FAX 076-252-0561 (直通)